

定 款

社会福祉法人 WING

社会福祉法人 WING 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名 称)

第 2 条

この法人は、社会福祉法人 WING(ウイング) という。

(経営の原則)

第 3 条

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしいその事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条

この法人の事務所を、青森県青森市里見一丁目 5 番 25 号 に置く

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条

この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係のある者が、理事のうちに 1 名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第 6 条

役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事としての在任する期間とする。

(役員を選任等)

第 7 条

理事は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第 8 条

役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。ただし、退職慰労金等については就任期間及び職務内容によって異なるものとし、その額については理事会にて審議のうえ決定する。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第 9 条

この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを召集しなければならない。

- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 10 条

理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 11 条

監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び青森市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 12 条

この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 13 条

この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ①青森県青森市里見一丁目 36 番地 8、36 番地 7、113 番地 1、36 番地 82、
20 番地 58 所在の鉄骨造陸屋根二階建ひまわり保育園

園舎 1 棟 1 階(402.34 平方メートル)

2 階(338.20 平方メートル)

②青森県青森市新田二丁目 37 番地 49、45 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根平家建おきだて保育園

園舎 1 棟 主たる建物(418.43 平方メートル)

附属建物(9.83 平方メートル)

③青森県青森市大字新城字山田 235 番地 192 所在の木・鉄筋コンクリート造
亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建園外保育施設

家屋 1 棟 1 階(153.90 平方メートル)

2 階(153.90 平方メートル)

3 階(92.34 平方メートル)

(2) ①青森県青森市里見一丁目 20 番 58 所在のひまわり保育園
敷地 (558.15 平方メートル)

②青森県青森市里見一丁目 20 番 59 所在のひまわり保育園
敷地 (501.17 平方メートル)

③青森県青森市新田二丁目 37 番 49 所在のおきだて保育園
敷地 (951.04 平方メートル)

④青森県青森市新田二丁目 45 番 3 所在のおきだて保育園
敷地 (40.69 平方メートル)

⑤青森県青森市大字新城字山田 235 番 192 所在の園外保育施設
敷地 (3509.00 平方メートル)

⑥青森県青森市大字新城字山田 235 番 520 所在の園外保育施設
敷地 (339.00 平方メートル)

⑦青森県青森市大字新城字山田 255 番 1 所在の園外保育施設
敷地 (994.00 平方メートル)

⑧青森県青森市大字新城山田 255 番 2 所在の園外保育施設
敷地 (245.00 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 14 条

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、青森市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、青森市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 15 条

この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 16 条

この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 17 条

この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第 18 条

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 19 条

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 20 条

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の基準)

第 21 条

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 4 章 解散及び合併

(解 散)

第 22 条

この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条

解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 24 条

合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、青森市長の認可を受けなければならない。

第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 25 条

この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、青森市長の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森市長に届け出なければならない。

第 6 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 26 条

この法人の公告は、社会福祉法人 WING の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 27 条

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行なうものとする。

| | | |
|-----|-----|-----|
| 理事長 | 鹿 内 | 實 |
| 理 事 | 川 村 | 武智雄 |
| 〃 | 石 川 | 俊 三 |
| 〃 | 三 橋 | 健 一 |
| 〃 | 渡 辺 | 文 雄 |
| 〃 | 鹿 内 | 正 |
| 監 事 | 古 村 | 義 美 |
| 〃 | 栗 山 | 昌 弘 |

定款変更 平成 7年 3月 22日 変更 (第1回)

平成 10年 5月 8日 変更 (第2回)

平成 13年 5月 29日 変更 (第3回)

平成 13年 10月 3日 変更 (第4回)

平成 19年 3月 9日 変更 (第5回)

平成 19年 11月 29日 変更 (第6回)

平成 20 年 3 月 27 日 変更 (第 7 回)

平成 21 年 7 月 22 日 変更 (第 8 回)

平成 22 年 5 月 10 日 変更 (第 9 回)

平成 24 年 10 月 15 日 変更 (第 10 回)

平成 25 年 4 月 15 日 変更 (第 11 回)

平成 26 年 4 月 11 日 変更 (第 12 回)

社会福祉法人 WING

定款細則

(目的)

第 1 条

この社会福祉法人 WING 定款細則(以下「定款細則」という。)は、社会福祉法人 WING 定款(以下「定款」という。)第 27 条の規定により、法人運営上の重要な事項の施行について定めるものである。

(理事長が専決できる範囲等)

第 2 条

定款第 9 条の規定により、次の各号に該当する法人の業務の決定は、理事長が専決し、後日理事会に報告するものとする。ただし、このことについて理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、定款第 10 条第 2 項により選任された理事が専決し、後日理事会に報告するものとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入の契約のうち次のような軽微なもの。
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入で 1 件が 10 万円以下のとき。
イ 施設設備の保守管理、物品の修理等で 1 件が 50 万円以下のとき。
ウ 緊急を要する物品の購入等で 1 件が 100 万円以下のとき。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
で、下の表に該当するとき。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 基本財産以外の固定資産の取得 | 1 件の取得価格が 100 万円以下のとき |
| 基本財産以外の固定資産の改良 | 1 件の改良費用が 20 万円以下のとき |
| 基本財産以外の固定資産の処分 | 1 件の取得価格(固定資産台帳上)が 100 万円以下のとき |

- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない

と認められる物品の売却又は廃棄で 1 件の取得価格(固定資産台帳上)が 100 万円以下のとき。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- (11) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(監事による監査)

第 3 条

監事は、定款第 11 条に基づき別紙 1 監事監査重点 5 項目指針を参考に、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。また、別紙 2 監査報告書により、理事会及び青森県知事に報告するものとする。

(定款細則の変更)

第 4 条

この定款細則を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

1. この細則は、平成 年 月 日より施行する。